

様式 2 不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の取消し
根拠条例・規則名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 5 7 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課（電話：048-829-1305）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 7 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に基づく支給認定の取消しについては、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である。</p> <p>2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 7 条第 2 項に基づく支給認定の取消しについては、支給認定を受けた障害者等が、さいたま市以外の居住地を有したときに、当該居住地における実施機関から送付される居住地変更に関する通知の受理をもって取消しとする。</p>
	設定等年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		